

第四回 貴族院議事速記録第八號

明治二十五年十二月二十日(火曜日)

午前十時五十四分開議

議事日程 第八號 明治二十五年十二月二日

午前十時開議

第一 伊丹重賢君請暇ノ件

第二 辯護士法案(衆議院送付)

第三 右議案ノ審査ヲ付託ヘキ特別委員ノ選舉

第四 商法及商法施行條例中改正並施行法律案(政府提出)

第一讀會

第二讀會

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

例ノ如ク御報告ヲ致シマス、昨日可決ニナリマシタル明治二十五年年度歳入歳出總豫算追加案並ニ明治二十五年年度帝國大學及鹿兒島高等中學造士館特別會計歳入歳出豫算追加案ハ即日內閣總理大臣ヲ經由シテ裁可ヲ奉請致シマシテゴザイマス、前日本院ヨリ帝國軍艦千島ノ沈没並ニ乗組諸子ノ遭難ヲ追悼スルノ弔辭ヲ贈リマシタニ付テ昨日海軍大臣ヨリ答禮ガ參リマシテゴザイマス、書記官長ヲシテ朗讀ヲ致サセマス、

(金子書記官朗讀)

我帝國軍艦千島ノ沈没並ニ乗組員ノ遭難ヲ悲ミ追悼ノ意ヲ表セラル本大臣深く其厚情ヲ領シ茲ニ謝意ヲ表ス

明治二十五年十二月十九日

海軍大臣子爵仁禮景範

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

次ニ昨日農商務省商工局長齋藤修一郎君ニ農商務省所管事務政府委員仰付ケラレマシタ旨ヲ政府ヨリ通牒ヲ受領致シマシテゴザイマス、次ニ昨日衆議院ヨリ政府提出烟草稅則中改正追加法律案ヲ否決ニナリマシタ旨ノ通牒ヲ受領致シマシテゴザイマス、本日男爵鶴殿忠善君ヨリ藤村紫朗君外二十二二人ノ贊成ヲ以テ狩獵法案ヲ發議セラレマシテゴザイマス、本日子爵板倉勝達君子爵唐橋在正君子爵鍋島直彬君ヨリ四十人ノ贊成ヲ以テ選舉干涉ニ關スル質問書ヲ提出セラレマシタ、之ヲ政府ニ轉送スルコトニ致シマス、昨日議院ノ委託ニ依リマシテ本席ニ於テ選定致シマシタル新聞紙條例改正案特別委員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス、公爵近衛篤磨君、子爵松平信正君、三浦安君、松岡康毅君、清浦奎吾君、山脇玄君、長谷川直則君、小室信夫君、小幡篤次郎君、次ニ本日ノ議事日程ニ移リマス、

○子爵岡部長職君 本日ハ午前十時ヨリ保安條例廢止案ノ審査委員會ヲ開

キマスルコトニ通知ヲシテゴザイマスカラ、議場ノ御都合ニ依リマシテ委員ノ銘々ハ退キマシテ委員會ヲ開キマスル様ニ致シタウゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

定足數ニハ差間ナイト存ジマスニ依ッテ別段御異議ガナケレバ唯今ノ岡部子爵ノ請求ヲ容レマシテ宜シウゴザイマス、別段御異議ハナイト存ジマスニ依ッテ宜シウゴザイマス

(保安條例廢止案特別委員退席ス)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 第一、伊丹重賢君請暇ノ件、是レハ病氣ニ付キマシテ二週間ノ願デゴザイマス、御異議ガナケレバ許可致シマス、……別段御異議ガナイト存ジマスニ依ッテ許可致シマス、第二、辯護士法案、政府提出衆議院送付、第一讀會ヲ開キマス、書記官ヲシテ通牒文ノミヲ朗讀至サセマス、

(木内書記官朗讀)

一辯護士法案

右政府提出案本日本院ニ於テ修正議決セリ仍テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治二十五年十二月十六日

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

衆議院議長星

亨

辯護士法

第一章 辯護士ノ資格及職務

第一條 辯護士ハ當事者ノ委任ヲ受ケ又ハ裁判所ノ命令ニ從ヒ通常裁判所ニ於テ法律ニ定メタル職務ヲ行フモノトス但特別法ニ因リ特別裁判所ニ於テ其職務ヲ行フコトヲ妨ケス

第二條 辯護士タラント欲スル者ハ左ノ條件ヲ具フルコトヲ要ス

第一 日本臣民ニシテ民法上ノ能力ヲ有スル成年以上ノ男子タルコト

第二 辯護士試驗規則ニ依リ二回ノ試驗ニ及第シタルコト

第三條 辯護士試驗ハ第一回ニ於テ學識ヲ試驗シ第二回ニ於テ實務ヲ試驗ス

試驗及實務修習ニ關スル規則ハ司法大臣之ヲ定ム

第四條 法律學ヲ修メタル法學博士帝國大學法律科卒業生、舊東京大學法學部卒業生司法省舊法學校正則部卒業生及司法官試補タリシ者ニシテ辯護士ト爲ルニハ第一回ノ試驗ヲ要セス

判事檢事タル資格ヲ有スル者又ハ辯護士ニシテ其請求ニ因リ登録ヲ取消シタル者ハ試験ヲ要セスシテ辯護士タルコトヲ得

第五條 左ニ掲クル者ハ辯護士タルコトヲ得ス

第一 重罪ノ刑ニ處セラレタル者但國事犯ニシテ復權シタルトキハ此限ニ在ラス

第二 偽證罪、偽造罪、盜罪、詐僞罪、受寄物費消罪又ハ贓物ニ關スル罪ヲ犯シ定役ニ服スヘキ輕罪ノ刑ニ處セラレタル者

第三 破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者

第六條 辯護士ハ報酬アル公務ヲ兼スルコトヲ得ス但帝國會議議員、府縣會常置委員ト爲リ又ハ官廳ヨリ特ニ命セラレタル職務ヲ行フハ此限ニ在ラス

辯護士ハ商業ヲ營ムコトヲ得ス但辯護士會ノ許可ヲ得タルモノハ此限ニ在ラス

## 第二章 辯護士名簿

第七條 辯護士ハ辯護士名簿ニ登録セラル、コトヲ要ス

第八條 各地方裁判所ニ辯護士名簿ヲ備フ

辯護士ハ其氏名ヲ登録シタル地方裁判所ノ所屬トス

刑事訴訟法第二百六十四條及第二百七十九條ノ所屬辯護士ハ受訴裁判所所在地ノ辯護士ヲ以テ之ニ充ツ

第九條 辯護士名簿ニ登録ヲ請フ者ハ其所屬地方裁判所ノ檢事局ヲ經由シテ司法大臣ニ請求書ヲ差出ス可シ

登錄請求書ニハ第二條乃至第六條ノ事項ニ關スル證明書ヲ添フ可シ

第十條 登錄ヲ請フ者ハ登錄手数料トシテ金貳拾圓ヲ納ム可シ

他ノ地方裁判所ニ登録換ヲ爲ストキハ手数料トシテ金拾圓ヲ納ム可シ

第十一條 登錄ニ關スル規則ハ司法大臣之ヲ定ム

第三章 辯護士ノ權利及義務

第十二條 辯護士ハ登録後三年ヲ經過スルニ非サレハ大審院ニ於テ其職務ヲ行フコトヲ得ス但三年以上判事檢事タルシ者ハ此限ニ在ラス

第十三條 辯護士ハ正當ノ理由ヲ證明スルニ非サレハ裁判所ノ命シタル職務ヲ行フヲ辭スルコトヲ得ス

第十四條 辯護士ハ左ニ掲クル訴訟事件ニ付キ其職務ヲ行フコトヲ得ス

第一 相手方ノ協議ヲ受ケテ之ヲ贊助シ又ハ委任ヲ受ケタル事件

第二 判事檢事奉職中取扱ヒタル事件

第三 仲裁手續ニ依リ仲裁人ト爲リテ取扱ヒタル事件

第十五條 辯護士ハ係爭權利ヲ買受クルコトヲ得ス

第十六條 辯護士ハ訴訟事件ノ委任ヲ承諾セサルトキハ速ニ其旨ヲ委任者ニ通告ス可シ若シ通告ヲ怠リタルトキハ之ヲ爲メ生シタル損害ノ責ニ任ズ

第十七條 辯護士ハ所屬地方裁判所又ハ其管内區裁判所所在ノ地ニ事務所ヲ定メ之ヲ所屬地方裁判所檢事局ニ届出ツ可シ

第十八條 辯護士ハ第一回試験及第者及第四條第一項ノ資格ヲ有スル者ヲシテ實務修習ノ爲メ法廷ニ於テ其職務ヲ補助セシムルコトヲ得

## 第四章 辯護士會

第十九條 辯護士ハ其所屬地方裁判所毎ニ辯護士會ヲ設立ス可シ

第二十條 辯護士會ハ所屬地方裁判所檢事正ノ監督ヲ受ク

第二十一條 辯護士會ニ會長ヲ置ク又副會長ヲ置クコトヲ得

第二十二條 辯護士會ハ毎年定期總會ヲ開ク又臨時總會ヲ開クコトヲ得

第二十三條 辯護士會ハ便宜ニ依リ常議員ヲ置クコトヲ得

第二十四條 辯護士會ハ地方ノ狀況ニ從ヒ其會員ヲシテ三百圓迄ノ積金ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條 辯護士會ハ其會則ヲ定メ檢事正ヲ經由シテ司法大臣ノ認可ヲ受ク可シ

辯護士ハ所屬辯護士會ノ會則ヲ遵守スヘシ

第二十六條 辯護士會ニ加入シタル後ニ非サレハ職務ヲ行フコトヲ得ス

第二十七條 辯護士ハ其所屬地方裁判所管轄外ニ事務所ヲ設ケ職務ヲ行ハントスルトキハ其職務ヲ行フヘキ地方裁判所所在ノ辯護士會會則ヲ遵守スヘシ

第二十八條 辯護士會會則ニハ會長副會長常議員ノ選舉及其職務、總會、常議員會及其議事ニ關スル規程、辯護士ノ風紀ヲ保持スル規程並ニ謝金ニ關スル規程其他會務ノ處理ニ必要ナル規程ヲ設ク可シ

第二十九條 會長副會長及常議員選舉ノ結果、總會常議員會開會ノ日時場所及議題ハ辯護士會ヨリ之ヲ檢事正ニ届出ツ可シ

第三十條 辯護士會ニ於テハ左ノ事項ノ外議スルコトヲ得ス

一 法律命令又ハ辯護士會會則ニ規定シタル事項

二 司法大臣又ハ裁判所ヨリ諮問シタル事項

三 司法上若クハ辯護士ノ利害ニ關シ司法大臣又ハ裁判所ニ建議スル事項

第三十一條 檢事正ハ辯護士會ノ會場ニ臨席スルコトヲ得又會議ノ結果ヲ

報告セシムルコトヲ得

第三十二條 辯護士會ノ會議ニシテ法律命令及辯護士會會則ニ違フモノアルトキハ司法大臣ハ其議決ヲ無効トシ又ハ其議事ヲ停止スルコトヲ得

第五章 懲戒

第三十三條 辯護士ニシテ此法律又ハ辯護士會會則ニ違背シタル所爲アルトキハ會長ハ常議員會又ハ總會ノ決議ニ依リ懲戒ヲ求ムル爲メ檢事正ニ申告ス可シ

檢事正ハ會長ノ申告ニ依リ又ハ職權ヲ以テ懲戒訴追ヲ檢事長ニ請求ス可シ

第三十四條 辯護士ニ對スル懲戒事件ニ付テハ管轄控訴院ニ於テ懲戒裁判所ヲ開ク可シ

第三十五條 懲戒罰ハ左ノ四種トス

第一 譴責

第二 百圓以下ノ過料

第三 一年以下ノ停職

第四 除名

第三十六條 懲戒處分ニ付テハ判事懲戒法ノ規定ヲ準用ス

附則

第三十七條 現在ノ代言人ハ本法施行ノ日ヨリ六十日以内ニ辯護士名簿ニ登錄ヲ請フトキハ試験ヲ要セスシテ辯護士タルコトヲ得

第三十八條 現在ノ代言人ハ本法施行前ニ委任ヲ受ケタル事件ニ付テハ其判決ニ至ルマテ職務ヲ行フコトヲ得

第三十九條 第十二條ノ規定ハ現在ノ代言人ニ之ヲ適用セス

第四十條 本法ハ明治二十六年五月一日ヨリ施行ス

明治十三年司法省甲第一號布達代言人規則ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

(政府委員清浦奎吾君演壇ニ登ル)

○政府委員(清浦奎吾君) 辯護士法案ハ第一期ノ議會ニ於テ政府ハ之ヲ本院ニ提出致シマシテゴザイマス、デ其必要ナル大體ノ理由ハ當時ノ司法大臣山田伯ガ説明ヲ致サレテ居リマス、當時モ今日モ大體ノ理由ニ於キマシテハ別ニ異ナルコトハアリマセヌデゴザイマス、且ツ本案ノ説明書ニモ一通リ其理由ヲ述ベテアリマスカラシテ本官ハ茲ニ更ニ喋々ヲ要シマセヌ、要スルニ明治十三年ニ制定シマシタル所ノ代言人規則ハ辯護士ヲ支配スルニハ十分ナラザル即チ適當ナラザル法律ト相成ッテ居リマスルデ、將來辯護士ノ資格品位ヲ高メ其信用ヲ厚クシテ其實務ヲ圓滑ナラシムルニ付テハ即チ辯護士法案ヲ制定スル必要ヲ認メマシテ提出ニナリマシタ次第デゴザイマス、本案ニ付キ

マシテハ衆議院ニ於テ多少修正モ加ヘテ居リマスルシ各條ニ付テ御質疑デモアリマスレハ或ハ委員會ニ於テ或ハ逐條審議ノ場合ニ於キマシテ答辯モ仕ルデゴザリマセウ、然ルベク御審議アラムコトヲ希望致シマス、

○林宗右衛門君

政府委員ニ一應質問ヲ致シテ置キタイデアリマス、此辯護士法案ノ第六條デアリマス、辯護士ハ報酬アル公務ヲ兼スルコトヲ得ス

ト云フコトガ掲ゲデアリマスガ、然ルニ或ハ此市町村長ナドノ所ニ至リマスルト云フマデモナク公選上ヨリ舉ガリマスル即チ名譽職デアッテ報酬モアリ有給ノ者モ或ハナイデハアリマセヌガ是レ等ノ如キ者モ矢張り有給デアレバ辯護士ヲ兼スルコトガ出來ヌ譯デアリマスガ、果シテ市町村長ノ身ニナリマススト辯護士ヲ兼スルコトガ出來ヌアレバ市町村制ニハ正當ノ理由ナクシテ云々ト云フ明文ガアリマシテ市町村長ヲ辭スルコトハ出來ナイ制裁ニナッテ居ルコトデアリマス、然ルニ一方ニハ理由ナクシテ辭スルコトガ出來ナイトアル、辯護士法案デハ報酬アル公務ヲ兼スルコトハ出來ナイトアル、所謂挾ミ討同様に譯ニナッテ居ルト考ヘマス、果シテ市町村長ノ如キモノモ矢張り辯護士ヲ兼スルコトガ出來ナイイカ其邊ヲ一應御答辯ヲ煩ハシタイデアリマス、若シ市町村長ガ辯護士ヲ兼スルコトヲ得ヌコトデアルナラバ總テ公選ニ依ッテ公務ニ從事スル者ハ如何ナル公益ト認メルモノデモ決シタイケナイデアリマセウカ、其邊ヲ併セテ御答辯ヲ煩ハシマス、尙ホモウ一箇條ハ一旦辯護士ニナリマスルト終身其任ニアルコト考ヘマスガ市町村長ノ如キモノデアアルナラバ年限ガアリマシテ四箇年トカ六箇年トカ年限中ハ矢張り辯護士ノ資格ト云フモノハ失ハズシテ唯年限中辯護士ノ職務ヲ扱フコトヲ得ナイ丈ケデ辯護士ノ資格ハ消滅シナイモノデアリマセウカ、所謂非職官吏ノ様ナモノデ有給或ハ報酬ヲ受ケテ市町村長ノ在任中ハ辯護士ノ職務ヲ扱ハナイデ矢張り資格ヲ有スルモノデアリマセウカ、此三點ヲ一應伺ヒマス、

○政府委員(清浦奎吾君)

林君ニ御答ヲシマスガ御問ノ要領ヲ得マセヌデゴザリマスガ略々聽取リマシタ所デ御答ヲ致シマス、辯護士ハ報酬アル公務ヲ兼スルコトヲ得ス

トゴザリマススカラシテ即チ辯護士ニシテ市町村長トナルト云フ様ナコトハ即チ報酬ヲ受ケルモノデアリマスレバ出來マセヌ精神デアリマス、夫レカラ第二ノハ少シク御問ノ要領ヲ得マセヌデゴザリマシタガ願クハモウ一應簡短ニ御述ヲ願ヒマス、

○林宗右衛門君

第二ノ質疑ハ市町村制ニ市町村長ニ當選ノ時分ニハ理由ナクシテ辭スルコトヲ得ズ辭スルトキニハ市町村費ヲ云々ト云フ制裁ガアリマス、然ルニ折角辯護士ニナッタニ拘ラズ一方デハ夫レガタメニ辭スルコトガ出來ズ一方デハ辯護士ノ資格ヲ

○政府委員(清浦奎吾君) 御答ヲ致シマス、即チ辯護士ガ町村長ニ公選セ

ラレマシタ場合ニハ成程正當ノ理由ナクシテ辭スルコトハ出來マセヌガ「辯護士ハ報酬アル公務ヲ兼スルコトヲ得ス」トアリマスカラ即チ此第六條ガ公務ヲ辭スルノ原因ニナルノデアリマス、第三ノ御問モ要領ヲ得マセヌカラモウ一應……

○林宗右衛門君 第三ノ問ハ辯護士ニシテ市町村長ニ當選シタ時分ニ市町村長ハ其職ヲ辭スルコトガ出來スト假定シマシテ市町村ノ職ニ就ケバ辯護士ノ資格ハ消滅スル譯デアリマセウト云フ所ノ御尋デアリマス、

○政府委員(清浦奎吾君) 御答ヲ致シマス、辯護士ガ報酬アル公務ヲ兼スル場合ニナリマスレバ辯護士ノ登録ヲ取消シマスカ或ハ辯護士タルコトヲ正當ノ理由トシテ當選シタル所ノ市町村長ノ職ヲ辭シマスルカ何レカナラナクテハナラヌコトト存ジマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉ニ移リマス、

○男爵小松行正君 本案ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉ハ議長ノ指名ニ致シタウゴザイマス、此動議ヲ……

○男爵金子有卿君 贊成ヲ致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 小松男爵ヨリ此委員ノ選定ハ本席ニ付託スルト云フコトデゴザイマス、贊成ガゴザンスルニ依ッテ決ヲ採リマス、小松男爵ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数ト認メマス、次ニ商法及商法施行條例改正並施行法律案、政府提出、第二讀會ヲ開キマス、第一條ヨリ第三條マデヲ朗讀致サセマシテ問題ニ供シマス、

〔木内書記官朗讀〕

〔議案中△ヲ附スルモノハ朱字ニテ特別委員ノ修正ニ係ルモノナリ以下皆同シ〕

商法及商法施行條例中改正並施行法律案

第一條 商法及商法施行條例中別冊ノ通り改正ス

第二條 商法第一編第六章第十二章及第三編並ニ商法施行條例第一條乃至第三條第五條乃至第二十七條第三十五條乃至第四十五條第四十七條乃至第五十一條及ヒ第五十三條第三項ハ明治二十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔木内書記官「委員ノ修正ハ『一月』ガ『七月』トナッテ居リマス」ト述フ〕

〔木内書記官朗讀〕

第三條 商法第一編第二章及ヒ第四章ハ右同日ヨリ商事會社ニ付テノミ之ヲ施行ス

○山脇玄君 政府委員ニ一ツ質問ヲ致シタウゴザイマスガ此委員ノ修正ニ據リマスルト云フト七月一日ヨリ施行スルト云フコトニナッテ居リマス、昨日政府委員ノ申サレマスルニハ相成ルベクハ期限ヲ短ク七月ト云フノヲ四月ヨリ施行ニナリタイト云フコトヲ御述べニナリマシタ、併ナガラ其期限ヲ委員ガ七月一日ト致シマシタノハ裁判所ノ方ノ準備モゴザイマセウシ又此商人社會ノ帳簿ノ都合モアッテ七月ニナッタコト思ヒマス、併シ政府委員ガ四月一日ヨリ施行シテ貫ヒタイト云フ御趣意デゴザイマスレバ其邊ノ差支ハ更ニナイコトト認メマスガ、モウ一應其所ヲ明細ニ御答辯ヲ願ヒマス、

○政府委員(横田國臣君) 裁判所ニ於テハ何モ別段差支ハゴザリマセヌ、會社ニ於テモ夫レ丈ケノ差支ハアラウコトハアルマイト考ヘマス、唯政府ノ之ヲ急ガウト云フノハ此法律ガ施行スレバ幾分カ經濟社會ノ利益ニナラウ、經濟社會ノ利益ニナルト云フナラ別段差支ガナケレバ成ル丈ケ早クシタイト云フ趣意デゴザリマス、別ニ差支ハナイト考ヘマス、又帳簿トカ商人ノ都合トカニ付テハ是レハ通常ノ商人ニ拘リマセヌカラ差支ハゴザリマセヌ、

○山脇玄君 私ハ此七月一日ト云フ施行期限ヲ四月一日ト云フコトニ修正致シタイノデゴザイマス、之ヲ四月一日ヨリ施行スルト云フ修正ヲ提出致シマス、其理由ハ別ニゴザイマセヌ唯此商法ハ將來年一月一日ヨリ施行セムトスルコトニナッテ既ニ發布ニナッテ居リマシタ商人社會デモ略、大キナ會社等ニ於キマシテハ夫々内輪ノ準備モ整フテ居ルコトト存ジマス、且又此委員ノ修正ヲ見マシテモ格別事柄ニ於キマシテハ大層ナ修正ハナク唯文字ヲ一定スルトカ或ハ少シ複雑ナル文ヲ簡單ニスルトカ云フコトニ過ギナイノデゴザイマスレバ別ニ之レガタメニ準備ノ期限ヲ要スルコトモナカラウト思ヒマス、成ルベク此會社法ト申シマスルモノハ早ク實施ニナリマシテサウシテ會社社會ヲ整頓スルト云フコトハ商業上ニ取リマシテモ至極便利ト存ジマスルデ即チ四月一日ヨリ施行スルト云フ修正説ヲ提出致シマス、

○松本鼎君 本員モ贊成ヲ致シマス、

○松岡康毅君 同斷贊成ヲ致シマス、

○侯爵醍醐忠順君 贊成ヲ致シマス、

○男爵金子有卿君 贊成、

○男爵渡邊清君 贊成、

○子爵本莊壽巨君 贊成、

○子爵由利公正君 本員モ贊成ヲ致シマス、

○南鄉茂光君 贊成、

○小原重哉君 賛成、

○箕作麟祥君 本員モ此法案ノ委員中ノ一人デアリマスルガ四月一日トスルト云フコトハ謹ンデ賛成ヲ表シマスル、其理由ハ發議者モ言ハレマシテゴザイマスガ尙ホ聊カ不足ヲ補ッテ簡單ニ述ベマセウト思ヒマス、此事タルヤ大分重大ナ關係ノアルコトデアリマシテ即チ商法施行條例ヲ御覽ニナリマスルト分ルコトデアリマスルガ商法施行條例ニ依リマスルト既設會社即チ商法ノ實施ニナリマスル以前ヨリ設ケテアリマスル會社ハ此度ノ商法ノ即チ會社法ノ制裁ヲ免レルコトハ餘程多イ、全ク免レルト云フコトデアリマスマイガ譬ヘバ株式會社ノ如キハ實施前ニ立ッテ居ルモノハ政府ノ許可ヲ受ケルニハ及バナイト云フ様ナコトガ澤山アリマス、今日ノ所ヲ以テ會社法ノ如キハ一日モ早ク之ヲ施行シナケレバナラスト云フコトヲ以テ既ニ政府ノ原案ニハ一月一日トアッテ位デアリマス、夫レヲ長ク延バセバ延バシマスル程ニ其間ニ於テ隨分投機者流ノ者ガ寄リマシテ實施ニナル迄ニ會社ヲ拵ヘマシテ、サウ致シマスルト其社會ハ即チ商法實施前ニ出來タ會社デ商法ノ制裁ヲ免レルコトニナリマス、此間實施期限ヲ延バセバ延バス程投機者流ノ會社ニハ都合ガ宜ク著實ナ商業界ニハ迷惑ヲ來シマス、斯ウ云フコトニナリマスカラ實ハ一月一日カラデモ宜カラウト思ヒマスガ夫レデハ餘リ衆議院デ議スルコトガ出來マイト云フコトニナッテ已ムヲ得ズ四月一日ト云フ修正ガ出タコトト考ヘマス、唯本員ノ憂フル所ハ七月一日デモ強チ惡ルイトハ思ヒマセヌガ段々長クナレバ長クナル程投機者流ノ徒ガ其間ニ會社法ノ制裁ヲ免レル會社ヲ拵ヘルト云フ害ガ多カラウト思ヒマスカラ本員ノ如キハ即チ該法案ノ委員デハアリマスルケレドモ唯今ノ修正說ヲ賛成致シマス、

○小畑美稻君 本員モ此特別委員ノ一人デアリマスルガ唯今山脇君カラ起サレマシタ四月ト云フ修正ヲスルノ說ニ賛成ヲ致シマス、

○島内武重君 是レハ原案ノ通り一月一日ヨリ施行シテ大イニ會社ノ整理ガ出來ルシ續イテ害ヲ省イテ利益ヲ得ルト云フコトハ即チ孰レモ諸君ニ於テ御承知デアリナガラ又之ヲ四月位ニ修正ヲスルノハ私ドウモ合點ガ行キマセヌ、是レハ矢張り一月一日ヨリ施行シテ宜イト云フコトデアレバ原案ニシテ宜イト思ヒマス、私ハ原案ヲ賛成シマス、

○侯爵黒田長成君 本員ハ先刻ノ山脇君ノ說ニ賛成ヲ致シマス、

○男爵小松行正君 賛成者ハ滿チテ居リマスカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 滿チテ居リマセヌ、

○男爵小松行正君 夫レデハ賛成ヲ致シマス、

○男爵中川興長君 賛成ヲ致シマス、

○子爵秋田映季君 賛成ヲ致シマス、

○子爵林友幸君 賛成ヲ致シマス、

○三浦安君 マダ足りマセヌカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 足りマセヌ、

○三浦安君 然ラバ賛成致シマス、

○子爵板倉勝達君 賛成致シマス、

○子爵新莊直陳君 賛成ヲ致シマス、

○男爵鶴殿忠善君 マダ滿チマセネバ賛成ヲ致シマス、

○宮本小一君 賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今山脇君ノ修正說ハ定規ノ賛成ヲ得マシテ

○村田保君 本案施行期日ノコトニ付テハ問題ニナリマシタカラ本員カラ少シ述ベタイト思ヒマス、本員モ決シテ四月一日ニスルノハ惡ルイト云フ考デハナイノデ、實ハ委員會ニ於キマシテ四月一日ト出シマシタノハ本員カラ出シマシタ譯デアリマスガ、唯今箕作君ガ述ベラレマシタ所ノ一方ノ理由バカリヲ御聽キニナリマシテ議場デ以テ御決シニナリマシタラバ少シク委員會ニ於キマシテ七月一日ト致シタモノハ遺憾ニ存ズルデアラウカト思ヒマスカラ本員ハ七月一日ト云フ方ノ理由ヲ述ベマセウト思ヒマス、成程四月一日ニスル理由ハ箕作君カラ述ベラレマシタガ七月ニ致ス所ノ理由ハドウ云フ譯デ七月一日ニシタト云フ理由ハ十分ニ述ベラレマセヌト思ヒマス、之ヲ七月一日ニ致シマシタ理由ト申シマスルモノハ會社ニハ事業年度ト云フモノガゴザイマス、大概事業年度ト云フノハ六箇月デ以テ括リヲ附ケマスル様子デゴザイマス、會社ノ事業年度ノ終リマシタ後ニ施行ヲシマスルト會社モ豫メ其方ノ事ノ準備モ出來マスル、此六月迄ノ間ニ新規ニ此法ヲ實行スルト云フコトニナリマスレバ唯今迄ノ舊法ニ據ッテ居リマスル會社ノ括リナドニ甚ダ實際困ルト云フコトデゴザイマシテ、是レハ委員會ノ實際家カラ其說ガ出マシタ實業者ハドウカサウナラヌデモ相成ルベクハサウシテ欲シイト云フ論ガ出マシタ、成程其邊ノ實業者カラ申シマスル所ハ尤ト存ジマシテ遂ニ七月ト云フコトニナリマシタ、本員ナドハ最初四月一日ガ宜シイトハ存ジマシタガ僅カ三箇月間ノコトデ……成程箕作君ノ述ベラレマスル通り商法施行條例ニ於キマシテ商法施行前トナリマセヌデ商法實施前トナリマシタデ實施迄ノ間ニ此法ニ據ラヌデ法律ノ取除ケニナルト云フ會社ガ或ハ出來ルト云フ心配モアリマスガ、僅カ三箇月バカリノ間デアリマスカラ格別サウ云フ心配モナカラウカト思ヒマス、本員ハ七月一日ト既ニ委員會デ極マリマシタレバ夫レデ宜カノウ方ガ宜カラウカト思ヒマス、

○三浦安君

此修正説ヲ賛成シマシタ理由ハ箕作君ト村田君ト説ガ兩説デ  
ゴザリマシテ、七月ニナリマシタ理由ト四月ニスベキ理由トアリマスガ是レ  
ハドチラモ同様デアリマシテ一方ノ道理ニ從ヘバ一方ガ不都合ニナリ大抵其  
理由ハ組ンデ落ル位ノモノドチラガ道理ニ勝レテ居ルトハ見エマセヌ  
デ、抑此商法中今度行ヒマスル三法ノ中、抜イテ行ヒマスル中ノ會社法ト  
云フモノハ最モ急グベキモノデ、政府ニ於キマシテモ明治十八年ニ是レハ元  
老院ニ提出ニナリマシテ……元老院ニ下付ニナリマシテ議定ニマデナリマシ  
タモノデ、是レハ第三回ノ民法商法延期ノ議事ノトキニモ略、本員ヨリ述ベマ  
シテゴザイマスガ誠ニ政府ハ好イ機會ヲ見テ會社法ヲ十八年ニ出サレマシタ  
ノデアリマス、元老院モ議定ヲ致シ上奏ヲ致シマシタ其時之ヲ行ッテ置ケバ夫  
レヨリ後年會社ノ紛糾ノ餘計アリマシタモノヲ制裁シ得ルモノガ商法ヲ布ク  
故ニ會社法ヲ布クニ及バヌ商法ト一緒ニシヤウト云フノ商法中ニ埋没シテ  
其時ニ行ヒマセヌ故ニ多數會社ノ紊亂ヲ見マシタ、本員等ガ民法商法共ニ延  
期ヲ主張シマシタノハ悉ク惡ルイカラ延期スルト云フ譯デアリマセヌ、急  
イデ爲スベキモノモアリマスケレドモ全體ガ直ニ行フベカラザルノ法律ト見  
マシタ故ニ大體ニ從ッテ延期シマシタ、其代リニ急グベキヲ其中カラ抜イテ  
……延期中カラ抜イテ先キヘ行ハウト申添ヘテアリマス、即チ此會社法ノ如  
キハ一日モ急グガ宜シイ急グ部分ノデアリマス、十八年ニ氣ガ付イテ仕掛ケ  
テアツタノヲ延引シテアツテ其不都合ヲ見タト云フ所カラ今日商法中ヨリ抜イ  
テ先キニ行フト云フコトニナリマシタ、デ會社法ナドハ一日モ急グベキモノ  
デゴザリマス、然ラバ一月一日ヨリ行ッテモ宜シイノデゴザリマスガ是レハ  
衆議院ノ議定ヲ經ネバナリマセズ實際ニ於テ行ハレマセヌ、三月ト云フノガ  
宜カラウト思ヒマスルケレドモ、ヤット議事ガ濟ミマスル、議會ガ濟ム位ノモ  
ノデ夫レ迄ニ有ルヤラ無イヤラ決シテ分リマセヌ、即チ四月一日ト云フノハ  
極ク適當ノ時期ヲ得テ居ルト存ジマス、夫レ故ニ四月七月トノ理由モ組ンデ  
落タル位ノコトナラバ願ハクバ諸君ガ御賛成下スツテ、僅カ二三箇月ノコトデ  
アルカラ之ヲ早クシテ四月一日トシテ即チ商法中ノ急イデ行フベキト云フ所  
ノ一般ノ理由ニ於テハ其方ガ宜イト思ヒマスル、其理由ヲ以テ賛成シタ次第  
デゴザリマスカラ一應申上ゲマスル、願ハクハ少シク早イ方ガ宜シイト存ジ  
マス、

○小畑美稻君

本員ハ山脇君ノ修正説ヲ賛成シマスルモノデゴザリマスル  
ガ之ニ付テ村田君ヨリ委員席ノ議ガ出マシテゴザリマス、夫レニ付テハ私モ  
一言申上ゲマス、私モ四月説ヲ主張致シマシタガ夫レハ實業者ノ内ニ商業社  
會ノ年度ノ替リ目ガ六月デアラカドウモ四月デハ不都合デアルト云フノデ  
四月ヲ七月ニシマシタガ、其節何ガ四月ニシテカラニ實業家ノ年度ノタメニ

差障ガアルカト云フコトヲ再三質問致シマシタガ少シモ其答辯ガゴザリマセ  
ヌ、其答辯ガゴザリマセヌガ此議場ニハ實業家ノ諸君ガ澤山居ルト存ジマス  
ルニ依ッテ若シ四月カラ實施ニナリマシテハ商業社會ニ差支ガアルト云フコ  
トデアレバ此議場デ實業家諸君ニ其理由ヲ承リタウゴザリマスル、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

他ニ御發言ガゴザリマセテ決ヲ採リマス、  
山脇君ノ修正説ハ勿論此一條二條三條ノ所ニ於テ七月一日ト委員ノ修正シタ  
モノヲ尙ホ四月一日ト直ス次ケデ他ニ御議論ハナイコトト認メテ居リマス、

(山脇安君「左様デアリマス」ト述ブ)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

然レバ矢張り一條二條三條ト聯帶シテ決ヲ採  
リマス、山脇君ノ修正説ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

過半数ト認メマス、

○村田保君

少數ト認メマスカラ異議ヲ申立デマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

氏名點呼ノ御請求デスカ、

○村田保君

ハ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

然ラバ點呼ヲ行ヒマス、

(氏名點呼ヲ行フ)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

氏名點呼ノ結果ヲ御報道ニ及ビマス、出席總  
數百三十一、可トスル議員六十四、否トスル議員六十七、依ッテ山脇君ノ修正  
説ハ成立チマセヌ、次ニ委員ノ修正ニ就テ決ヲ採リマス、委員ノ修正ヲ可ト  
スル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者

多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

過半数ト認メマス、

(本内書記官朗讀)

別冊

商法第六十七條第二項中「若クハ警察官」ノ六字ヲ削ル

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

唯今朗讀ニナリマシタ分、原案ヲ可トスル諸  
君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者

多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

過半数ト認メマス 次ハ朱字ノ第七十條中ノ  
改正、七十一條中、七十二條中改正、是レ丈ケヲ連帶致シテ朗讀致サセ問題  
ニ付シマス、

(本内書記官朗讀)

同 第七十條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

同 第七十一條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム



△同 第七十二條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

○宮本小一君 委員ニ質問ヲ致シマスガ此何ハ前ニモゴザイマシタガ商法第六十七條二項カラ先ヅ政府ノ方デ之ヲ出サレマシタノデ、付キマシテハ其六十七條ガ始リデ其前ハ溯テ少シ改メナケレバナラヌト思ヒマスコトゴザイマスガ、夫レハ先ヅ茲デハ構ハンデ之ガ本院ヲ經過シ衆議院ヲモ經過シタ後ニ追々ニ改メマスルノデゴザイマスカドウ云フ趣意デゴザイマスカ、其所ヲチヨット確メテ置キタウゴザイマス、

○村田保君 唯今宮本君カラ御質疑ニナリマシタコトハ是レハ政府委員カラ辯明ニナリマシテモ宜イカト存ジマスガ、併ナガラ必シモ委員ガ辯明ノ出來スコトモナイダラウト思ヒマス、且又委員カラト云フ御尋デゴザイマスカラ辯置キマス、此度此政府カラ提出ニナリマシタノハ始ヨリ會社法、破産法、手形法ノ三ツ丈ケヲ商法中カラ抜イテ施行スルト云フノデ、夫レ故ニ或ハ其前ノ方デ是非會社ニモ用ヒナケレバナラス、例ヘテ見マスルト云フト商業帳簿ノコトナド或ハ登記ノコトカ云フガ段々ゴザイマスガ、サウ云フ様ナモノハ無論用ヒル積リデゴザイマス、其他ノ條ニ於テハ會社或ハ破産手形ニ全ク關係ノナイ條ハ是レハ無論用ヒラレマセスコトハ明ニ分ツテ居リマス、夫レト併セテ此度會社破産手形デアリマススケレドモ追ッテハ後ノ商法全部ニ修正ハ是非シナケレバナラスモノト存ジマス、其時分ニナツテ又是レハ何レ一ツノ法ニ連ネテ修正等ヲ致シマストキ或ハ商號トカ或ハ商法ノ中デ此度修正致シマシタ所モ自ラ及ブト云フコトハ是レハ明ナ話デゴザイマス、夫レ丈ケヲ辯置マシタラ宮本君ノ御質疑ハ分リマセウト存ジマス、

○宮本小一君 唯今ノ村田氏ノ御答デ略々分リマシタ、然ラバ別ニ強テ申スコトモナイ、此度ノ修正ガ成立チマスレバ其結果トシテ外ヘ響クコトガ是非ナケレバナラスト云ヘバ別ニ申スコトモゴザイマセスガ此商號ト云フ字ヲ七十條カラ改メテ社名トナリマス、成程商號ヨリ社名ノ方ガ穩當ニ存ジマスカラ本員ハ之ニ付テハ別ニ論ハナイガ、此第三章ニ連ネマシタ商號、第一編商ノ通則、第二章商業登記簿、第十八條商號後見人未成年者婚姻契約ナドト云フ字ガ見エテ居リマス、サウスルト七十條カラ商號ノ字ヲ改メ、前ノ十八條ノ商號ト云フ字ハ生キ殘ッテ居ルカラチヨット見ルト斯ウ云フ所ガ大イニ不都合デ、商法ト云フモノハ始カラ讀ンデ見ルト始ニ商號ト云フモノガアリ次ニ社名トナルノデ大イニ間違ガアラウト存ジマスガ、唯今ノ様ニ是レガ通過シタ後ノ結果トシテ又全部ニ就テ疵ノアル所ハ改メルト云フ趣意デゴザイマスレバモウ何モ論ハゴザイマセヌカラ本員ノ唯チヨット疑ヲ晴スタメニ此事ヲ述ベテ置キマス、

○政府委員(横田國臣君)

唯今商號ニ付テ御辯ジガアリマシタガ茲ニ社名

ト云フ字ヲ書キマシテモ必シモ商號ヲ取消シタト云フコトデハアリマセヌ、政府ハサウ考ヘル、夫レデ改正ノ中ニモ商號ト云フ字ガ殘ッテ居ルノハ前バカリデハアリマセヌ、商號ト云フ字ニハ社名ガ籠ッテ居ルモノト見テ居ル、此ニ修正ニナツテ商號ガ削ラレルカハ分リマセヌガ兎モ角モ商號ト云フモノガアツテ社名モ即チ其商號ノ中ノモノト見テ居ルノデ、夫レデゴザイマスカラ此中ニモ商號ト書イテ取消サヌ所モゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今朗讀ニナリマシタ三項ノ決ヲ採リマス、委員ノ修正ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

過半数ト認メマス、

△同 第七十三條中「殊ニ其名ヲ以テ債權ヲ得債務ヲ負ヒ動產不動產ヲ取得シ」ノ二十五字ヲ削ル

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今朗讀ニナリマシタ原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

過半数ト認メマス、

△同 第七十五條第一項中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 此三ツハ以前ト同様デゴザイマシテ以前モ矢張り委員ノ修正ニ可決シテ居リマシタニ依ッテ異議ガナケレバ別段起立ニ諮ヒマセヌ……御異議ガナイト存ジマスニ依ッテ可決致シマシタ、

△同 第七十六條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

△同 第七十九條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

△同 第七十九條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

△同 第七十九條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

△同 第七十九條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

△同 第七十九條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

△同 第七十九條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

△同 第七十九條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

△同 第七十九條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

△同 第七十九條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

△同 第七十九條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

△同 第七十九條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

△同 第七十九條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

△同 第七十九條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

△同 第七十九條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

△同 第七十九條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

△同 第七十九條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

△同 第七十九條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

△同 第七十九條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、

〔木内書記官朗讀〕

同 第九十八條第二項ノ全文ヲ削ル

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、

〔木内書記官朗讀〕

同 第一百一條中「年百分ノ七ノ」六字ヲ「會社契約ニ定メタル」ト改ム

同 第三三條中「年百分ノ七ノ」六字ヲ「會社契約ニ定メタル」ト改ム

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 此二項ハ即チ第九十五條ト同様ノ修正デゴザ

リマス、別段御異議ガゴザリマセネバ起立ニ諮ヒマセヌ決シマス、……御

異議ガナイト存ジマスニ依ッテ可決致シマス、

〔木内書記官朗讀〕

同 第一百十二條中「不分」ノ二字ヲ「連帶」ト改ム

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザリマス、

〔木内書記官朗讀〕

同 第一百十三條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 是レ亦前ノ修正ト同様デゴザリマス、……別

段御異議ガナイト存ジマスニ依ッテ可決致シマス、時刻ニナリマシタニ依ッテ

一應休憩致シマス、

午後零時一分休憩

午後一時二十五分開議

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 今朝本席ヘ御委託ニナリマシタ辯護士法案ノ

特別委員ヲ選定致シマシタニ依ッテ御報告ニ及ビマス、侯爵西園寺公望君、

伯爵中川久成君、子爵本莊壽巨君、箕作麟祥君、小畑美稻君、三好退藏君、

菊池武夫君、富井政章君、桑田藤十郎君、

○公爵徳川家達君 我々明治二十二年法律第十二號廢止案ノ特別委員共ハ

議場ノ御都合ガ宜シケレバ退場致シタウゴザリマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) ドウモ唯今御退場ニナリマスト定足數ニ充タ

ス様ニナリマス、

○公爵徳川家達君 夫ナラバ出席者ガ定足數ニ滿チマシタラバ御許ヲ願ヒ

マス、

○子爵松平信正君 議院ハ期月ヲ定メ審査報告ヲ爲サシムルコトヲ得ルト

云フ規則ニ據リマシテ今朝御定メニナッタ新聞紙法案ノ委員并ニ先キニ付託

ニナリマシタ集會政社法ノ委員、此兩委員會ヲシテ來ル一月十五日ヲ限リ議

院ニ報告ヲ爲サシムルト云フコト……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハ最早機會ガ過ギテ居ルト存ジマス、其

事ノ會議ニ付セラレテ居ル時分ナラバ其御説ガ出テモ宜シイガ唯今ハサウ云

フ問題ハナイノデゴザイマス、

○子爵曾我祐華君 機會ハ過ギマシタラウガ其機會ヲ過ギマシタラバナラ

スト云フコトハ何ニカ法文ニゴザイマセウカ、其事柄ガ急速ヲ要スルコト或

ハ遲滞シテ事ニ害ガアラウト思フタラ其報告前ニ何時デモ提出サル、動議ダ

ラウト思フ、唯今ノ松平子爵ノ動議ハ其機會ヲ失フタカラト云フテ之ヲ拒絶

ナサルコトハ如何ノモノデアラウカト本員ハ考ヘマス、議長ニ御尋致シマ

ス、

○公爵近衛篤磨君 松平子爵ニ賛成ヲ致シマス、

○子爵松平乗承君 松平君ノ動議ニ賛成ヲ致シマス、且ツ唯今機會云々ノ

御話モゴザイマシタガ議院規則ニ據リマスレハ何時デモ此件ハ提出シ

テ差支ナイコト考ヘマス、夫レハ唯今ノ動議ヲ提出スルノハ今提出ノ機會

デナイト云フコトハ本員ハナイト存ジマス、

○子爵小笠原壽長君 本員モ松平君ノ動議ハ大賛成デアリマス、

○子爵鍋島直彬君 松平信正君ノ動議ニ賛成ヲ致シマス、

○男爵鶴殿忠善君 本員モ賛成致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 松平子爵ノ動議ハ一月十五日マデラ期限トス

ル……

○子爵松平信正君 一月十五日限リ……十五日ハ即チ日曜日ニナリマス

ガ、スレバ即チ十六日ニ報告スルコトヲ兩委員會ニ約スル、委員ヲシテ一月

十五日マデニ審査ヲ終ル約束ヲ以テ集會政社法ト新聞紙法案ノ委員ニ委託シ

タイト思ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) サウスレバ集會政社法ト新聞紙條例改正案ノ

此二ツノ案デスカ、

○子爵松平信正君 新聞紙法并ニ集會政社法……

○村田保君 本員ハ反對デゴザリマス、何故ト申シマスノニ委員ニ期日ヲ

定メテサウ致シテ付託ヲスルト云フコトハ最モ急施ヲ要スルコトト思ヒマ

ス、急ヲ要スレバコソ委員ニ期日ヲ定ムルト云フコトガ必要ダラウト存ジマ



スルケレドモ提出者ノ日數ヲ考ヘテ見マスルト、ドウモ急ヲ要サヌ、何故ト申シマスノニ一月ノ十六日マデト云フトマデ半月ノ餘モゴザリマスカラ非常ニ長イ期限ト存ジマス、サウシテ見マスレバ別ニ是レ丈ケノ期限ヲ定メテ付託スル必要ハナイト存ジマスカラ反對致シマス、

○子爵平松時厚君 本員ハ村田君ニ賛成ヲ致シマス、又既ニ議長ガ期限ヲ過ギテ居ルト云フコトデアリマスガ、特別ノ緊急動議トシテ御提出ニナレバ格別デアリマスルガ、夫レハ委員ヲ曩ニ定ムル時ニ當ツテ期日ヲ切ツテ付託ヲシタイト云フナラバ其折ニスベキモノデ此度ハ唯特別委員ノ報告丈ケデ済ムベキコトデアリマス、然ルニ唯今ニナツテハ緊急動議ノ外ハ不都合ダラウト考ヘマス、

○子爵曾我祐準君 私ハ松平君ノ期限ヲ極メテ報告セシムルト云フコトニハ甚ダ賛成デアリマス、今村田君ヨリ至急ヲ要サヌト云フコトデアルト言ハレマシタガ、此案ト云フモノハ前會ニ於キマシテモ隨分期日ガアツタカト思フノニ兎角議事ニナツテ居リマセヌ、全體本院ニ來マシタ議案ト云フモノハ一刀兩斷可トカ否トカ決シテ天下ノ望ニ適フガ議院ノ職務デアリマス、決シテ首鼠兩端ヲ持シテ曖昧ニ付シマスルハ本院ノ耻辱ト確ク思フ居リマス、夫レ故ニ議案ニ或ル制限ヲ立テルコトハ好マヌコトデアアルガ此議案ニ付テハ度々緩慢ニ流レルコトガアルカラ四十條ヲ適用シテ期限ヲ定ムルコトハ尤モ必要ナコトト考ヘマス、ドウモ可トカ否トカ決セズ曖昧ニ付シマスルハ實ニ議院トシテ耻ヅベキコトト本員等ハ確ク信ジマス、

○子爵小笠原壽長君 本員ハ只今村田君カラ一月十五日マデト云フノハ甚ダ長イ、サウ長クナレバ何モ急ナコトデアリカテ賛成セヌト云フコトデアリマシタ、成程一月十五日ト云フト長イコトデアリマスガ諸君モ御承知ノ通り本年ハ十二月ハ二十四日限デ其後ハ休暇ニナリマスノデ、一月八日マデ休暇デゴザリマスカラ本年ハ最早明日ヨリハ三日デアリマスカラ一月十五日ト致シマシテモ漸ク十日内外ノコトデゴザリマスカラ是レハ休暇中ニハ委員會ヲ開ク譯ニハイキマセヌ、松平君モ其邊ヲ以テ期限ヲ計ラレテ一月十五日ト云フ動議ヲ御出シニナツタコトト思ヒマス、夫レ故ニ本員ハ松平君並ニ會我君ノ唯今述ベラレマシタコトニハ至極賛成デアリマスカラドウゾ満場諸君ニ於テモ賛成アラムコトヲ希望致シマス、

○男爵小松行正君 唯今會我子爵カラ前議會ニ於テ殊更ニ委員會ニ於テ法案ヲ延引サセタト云フ様ニ暗ニ言ハレマシタガ夫レハ殊更ニ延引サセタノデハアルマイト思ヒマス、自然ノ結果ト思ヒマス、本年ノ如ク早ク議案ガ議事日程ニ上レバ即チ早ク委員會ニ於テモ可トカ否トカ決シテ議場ニ之ガ出マスレバ議場ヲ經過スルトカセヌトカ極マラウト思ヒマス、唯殊更ニ委員會ニ於

テ延引サセルト云フ様ナコトハ萬々ナイコトト本員ハ存ジマス、夫レ丈ケヲ一言致シマス、

○男爵小澤武雄君 本員ハ松平子爵ノ動議ニ賛成致シマス、先刻村田君ヨリ日限モアルカラ別段ニ何スルニ及バナイト云フコトデアリマスガ、是レハ日數ガ夫レ迄ノ間ニハ澤山アルカラ極メルニハ及バヌト云ハル、趣意デ、此事柄ヲ早ク運バセルコトハ村田君モ勿論御同說デアアルモノト思ハレマス、夫レデ此是迄ノ彼レ此レ延引ニナツタノハ殊更ニシタモノデナイカラ今極メルニハ及バヌト云フ御說モアリマスガ、併ナガラ前ニハ隨分議事ニ上ラナツタモノモアリマスカラ豫メ期限ヲ定ムルニ如クハナイト思ヒマス、又議會ニ日數ガアルカラ極メルニハ及バヌト云フナラバ此間ノ保安條例廢止案ナドハ何ノ必要ガアツタカ知レマセヌガ一週間内ニ報告セヨト云フコトニ議決ニナリマシタ、即チ本員モ委員ノ一人デ一週間内ニ取調ベマシテ決了致シタ譯デアリマス、即チ斯ウ云ウ先例モアルシ甚ダ適當ナ動議ト考ヘマスカラ賛成致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今松平子爵ノ動議ハ今日議スル所ノモノト關聯ナキモノデゴザリマシテ斯ウ云フコトハ成ルベク其法案ヲ委員ニ付セラシムル、時分ニ御提出ニナル様ニ以後トモ希望致ス積リデアリマシタニ依ッテ一應申シ述ベマシタ、併ナガラ動議トシテ賛成ノ御方モアツテ成立チマシタ以上ハ勿論此決ヲ採リマス、松平子爵ノ動議ハ新聞紙條例改正案集會及政社法案ヲ一月十五日マデノ期限トシテ報告ニナル様ニ託シタイト云フコト即チ期限ヲ定ムル件デゴザリマス、松平子爵ノ動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 少數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數ト認メマス、……商法及商法施行條例中改正及施行法律案今朝ノ續キノ會議ヲ開キマス、

○子爵板倉勝達君 此會議ニ付テ一ツ動議ヲ起シマス、即其動議ト云フモノハ此條項ニ依ッテハ大シタル修正說ガアラウトモ考ヘラレマセヌニ依ッテ、ドウカ午前ニハ一々議長ニ於テ起立ニ問フテ可否ヲ御決シニナツタ様デゴザリマスガ此條項モ大分長ウゴザリマスカラ起立ノ所ハ書記官ニ於テ朗讀シテ異議ノナササウナモノハ起立ニ問ハズシテ可決アラムコトヲ希望致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハ本席ヘ御任セテ願ヒマス、便宜ニ致シマス、

〔木内書記官朗讀〕

同 第二百一十一條第二號ノ但書ヲ但契約又ハ總社員ノ承諾ニ依リ相續人其他ノ承繼人死亡者ノ地位ニ代ハル可キトキハ此限ニ在ラスト改ム

〔本内書記官、委員會ノ修正ハ但ノ次ニ「會社」ノ二字カ這入リ「改ム」ヲ「改メ」トナツテ「第三號」ノ「破産」ノ下ニ「又ハ家資分産」ノ六字ヲ加フ〕トナリマシタト述フ〕

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君） 唯今朗讀ノ分委員ノ修正ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君） 過半数ト認メマス、

〔本内書記官朗讀〕

同 第三百二十八條第五號ヲ左ノ如ク改ム

〔業務擔當社員ノ氏名〕

同 第三百二十九條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

同 第四百四十條中「取締役」ノ三字ヲ「業務擔當社員」ト改ム

同 第四百四十一條ヲ左ノ如ク改ム

〔業務擔當社員ノ撰任及ヒ解任ハ總社員四分三以上ノ多數決ニ依ル〕

同 第四百四十二條ヲ左ノ如ク改ム

〔業務擔當社員ハ會社契約ニ依リ一定ノ無限責任社員ノミヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得〕

同 第四百四十三條中「ノ任アル」ノ四字及ヒ「又ハ取締役」ノ五字ヲ削ル

同 第四百四十四條中「ノ任アル」ノ四字及ヒ「又ハ取締役」ノ五字ヲ削ル

同 第四百四十五條中「ノ任アル」ノ四字及ヒ「又ハ取締役」ノ五字ヲ削ル

同 第四百四十六條ヲ左ノ如ク改ム

〔業務擔當社員ハ其業務施行中ニ生シタル會社ノ義務ニ付キ連帶無限ノ責任ヲ負フ〕

同 第四百四十七條中「無限」ノ上ニ「連帶」ノ二字ヲ加ヘ「ノ任アル」ノ四字及ヒ

〔又ハ取締役〕ノ五字ヲ削リ「一ケ年」ヲ「二ケ年」ト改ム

同 第四百四十八條中「ノ任アル」ノ四字及ヒ「又ハ取締役」ノ五字ヲ削ル

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君） 唯今朗讀ヲ致シマシタル分、外ニ御異議ガゴザリマセスト存ジマスニ依ッテ別段起立ヲ用ヒマセズ可ト決シマス、

〔本内書記官朗讀〕

同 第五百五十五條中「ノモ亦之ヲ」商事會社ト看做ス「ノ十三字ヲ」本節及ヒ次

節ノ規定ニ從フト改ム

同 第五百五十八條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

同 第五百六十八條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

同 第五百六十八條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

同 第五百六十八條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

同 第五百六十八條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

同 第五百六十八條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

同 第五百六十八條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

同 第五百六十八條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

同 第五百六十八條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

同 第五百六十八條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム

同 第七百七十六條ノ末尾ニ「但株主ノ求ニ依リ數株ヲ合シテ一通ノ株券ヲ作ルコトヲ得」ノ二十六字ヲ加フ

〔本内書記官「委員會ノ修正ハ「商事會社總則」ト直ッテ居リマス、夫

レカラ七百七十六條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改メ「株主ノ求」ノ四字ヲ

「定款」ト改メ「二十六字」トアルヲ「二十四」ト直リマシタト述フ〕

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君） 唯今朗讀ニナリマシタル分、別段御異議ガナ

イト認メマスニ依ッテ可ト決シマス、

〔本内書記官朗讀〕

同 第八十條中「株金額少クトモ四分一ノ拂込」ノ十四字ヲ「登記」ト改ム

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君） 是レモ御異議ガナイト認メマスニ依ッテ原案

ニ決シマス、

〔本内書記官朗讀〕

同 第八十二條ノ「株金半額」ヲ「株金全額」ト改ム

〔本内書記官「修正案ハ第八十二條中「讓渡人ハ」ノ下ニ「讓渡後二

ケ年間」ノ七字ヲ加フト述フ〕

〔本内書記官朗讀〕

同 第八十七條中「ニ融通ヲ禁スル印ヲ捺シ」ノ十一字ヲ「ノ融通ヲ禁ス

ル爲メ封印シテ」ト改ム

同 第八十九條中「一ケ年」ヲ「二ケ年」ト改ム

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君） 是レ亦御異議ガナイト認メマスニ依ッテ委員

ノ修正ニ可決致シマス、

〔本内書記官朗讀〕

同 第九十一條中「三人ヨリ少ナカラサル」ノ十字ヲ「二人以上」ト改ム

同 第九十二條第一號中「シ且總テ其業務施行上ノ過愆及ヒ不整ヲ檢出」

ノ二十字ヲ削ル

同 第二百六條中「若クハ債券」ノ五字及ヒ「此債券ハ記名ノモノニシテ其金

額ニ付テハ」第二百七十五條ノ規定ヲ適用ス「ノ三十二字ヲ削リ更ニ左

ノ第二項ヲ設ク

「會社ハ債券ヲ發行スルコトヲ得此債券ハ記名ノモノニシテ其金額

ニ付テハ」第二百七十五條ノ規定ヲ適用ス

○山脇玄君 チョット政府委員ニ質問 致シタウゴザイマスガ此第二百六條

ノ中ニ會社ガ債券ヲ發行スル場合ハ舊ノ商法デハ資本ノ増加ノ場合丈ニ限ッ

テアッタノデゴザイマス、所ガ此政府カラ提出ノ原案デハ別項ニナツテ債券ヲ

發スルト云フコトニナツテ居リマスガ是レハ唯二項ニナツタ丈ケデ意義ハ變ラ

ヌ趣意デゴザイマスカ又ハ變ルノデゴザイマスカ其邊ヲ……

○政府委員(横田國臣君) 事柄ハ變リマセスガ少シ意義ハ變リマス、夫レハ一體資本ノ増加ト云フモノハ株券ノ金額ヲ増スカ、又減ズルナラ夫レヲ減ズルカ外ニ仕方ガナイ、此債券ト云フ方ハ即チ會社ノ借金デゴザイマス、夫レデゴザイマスカラ事柄ガ違ヒマス、此原文デ見マスルト以前ノ法律ノ成文デ見マスルト是レハ混淆シテ書イテアリマス、夫レデゴザイマスカラ夫レヲ取分ケタノデゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今朗讀ニナリマシタル分、他ニ御異議ガナイト認メマスルニ依ッテ原案ニ決シマス、

〔木内書記官朗讀〕

同 第二百十三條中「年百分ノ七ノ」六字ヲ「定款ニ定メタル」ノ七字ニ改ム

同 第二百十三條中「對シテ以下」所有ト爲ル「マテノ四十字ヲ」通知シテ其株券ヲ公賣スルコトヲ得ト改ム

同 第二百十五條中「所有權以下」代金マテノ四十三字ヲ「公賣セラレタル株券ノ從前ノ所有者ハ公賣代金カ」ト改ム

同 第二百十七條中「一ヶ月」トアルヲ「二ヶ月」ト改ム

〔木内書記官「委員ノ修正ハ第二百十七條中「所有權ヲ失ヒタリト宣言セラレタル株券又ハ」ノ二十字ヲ「但」ト改メ「二ヶ月」トアルヲ「三ヶ月」ト改メ「収ム」ノ下ニ「可シ」ノ二字ヲ加フ」ト述フ〕

〔木内書記官朗讀〕

同 第二百二十二條中「何人ニモ其ノ五字ヲ」株主及ヒ會社ノ債權者ノ「ト改ム

同 第二百三十七條ノ但書ヲ削リ左ノ第二項ヲ設ク

「清算人清算ノ目的ヲ以テ營業ヲ續行セントスルトキハ裁判所ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス」

〔木内書記官「委員ノ修正ハ第二百三十七條ノ但書ヲ削ル」トナリマス」ト述フ〕

同 第二百五十三條ニ左ノ第二項ヲ設ケ從前ノ第二項ヲ第三項トス

「清算人ハ破産管財人ニ其事務ヲ引渡シタルトキハ其任ヲ終リタルモノトス」

〔木内書記官「委員ノ修正ハ第二百五十三條ニ左ノ第三項ヲ設ケ」トナリマス」ト述フ〕

〔木内書記官朗讀〕

同 第二百五十六條第二號中「開業」ノ二字ヲ「事業」ニ著手ト改ム

同 第二百五十七條中「株式會社」ノ「五字ヲ削ル

同 第二百五十八條中「株式會社」ノ「五字」ノ任アル「ノ四字及ヒ」又ハ取締役ノ「五字ヲ削ル

同 第二百六十八條中「營ム」ノ二字ヲ「商取引又ハ」ト改ム

同 第二百七十一條中「破産」ノ下ニ「家資分散」ノ四字ヲ加フ

同 第二百九十九條中「相違ナク」ノ四字ヲ削リ更ニ左ノ第二項ヲ設ク

「手形ニハ條件ヲ付スルコトヲ得ス」

〔木内書記官「委員ノ修正ハ「四字及ヒ」ニシテ合法ノ原因ヲ當然含有スルモノ」ノ「七字」ト加ハリマシテ「ゴザイマス」ト述フ〕

〔木内書記官朗讀〕

同 第七百五條中「旨趣」ノ「二字ヲ」文言ト改ム

同 第七百六條中「旨趣」ノ「二字ヲ」文言ト改ム

同 第七百七條中「旨趣」ノ「二字ヲ」文言ト改ム

○子爵酒井忠彰君 委員長ガ見エラレマセスカラ委員ノ御方ヘ質問ヲ致シタウゴザイマス、此二百十三條ノ修正デゴザンス、「年百分ノ七ノ」ノ六字ヲ「定款ニ定メタル」ノ七字ニ改ムト云フコトニ修正スルコトニナッテ居リマス、

申サバ此未拂込ノ所謂延滞日歩ノ事デゴザンス、此延滞日歩ガ此本案ニ百分ノ七迄ヲ延滞日歩トシテ取ルト云フコト定メテアッタ、所ガ此修正デアルト會社ノ所謂適宜ニ抛擲シテ仕舞ッテ所謂會社ノ定款ニ依ッテ或ル場合ニハ百分ノ五トシ或ル場合ニハ随分百分ノ十トモシナイトモ申サレマセスケレドモ、サウ云フ場合ノ時ニハ其定款ヲ定メマスル時ニ即チ利子制限法ヲ參酌致シマシテ定メラレマスナラバ尤モデアリマスガ、併シ此修正案デ見マスルト幾ラデモ定款ニ定メテ株主ガ協議シテ極メルト云フコトニナルト其利子ヲ定メルニ不當ナ利子ヲ定メルコトガ自ラ是レデハ出來ヤウカト思ヒマスガ、併シ他ニ利子制限法ヨリ其定款ノ利子ハ上ゲルノデハナイト云フ意デアリマスカ夫レヲチヨット委員ノ御方ニ質問致シマス、

○村田保君 唯今酒井君カラ質疑ガゴザイマシタガ實ハ此事ノ御質疑ハ爰デナクシテ第九十五條或ハ第一百一條第三百三條アタリニ「百分ノ七」ト云フコトガゴザイマスカラアノ節ニ出マスダラウト存ジマシタガ唯今爰デ出シマシタガ執レニ出マシテモ同ジ事デゴザイマスカラ辯明ハ致シマス、此商法ニ於キマシテハ總テ此商法上ノ利息ト申シマスルモノハ百分ノ七ト斯ウ定メテアル、然ルニ先日中委員會ニ於キマシテ第一百一條或ハ九十五條其邊ノ利子ノ事ニ付キマシテ議論ガゴザイマシタ、多ク此實業者デハ是レハ百分ノ七ト云フコトデハ實際ドウモ株主ニ拂込マセル所ガ期限ガ來テモ拂込マスト云フ様ナ時ニハドウモ此百分ノ七デハ裁制ガ附カヌ、是レハ百分ノ十二ニシテ欲

シイト云フ論ガ段々アル、成程其邊ノコトヲ承ッテ見マスルト百分ノ七デハ  
ドウモ或ハ裁制ニナラスカモ知レマセヌ、併ナガラ此利息ト申シマスルモノ  
ハ今日ハ成程百分ノ七デハ少イカモ知レマセヌケレドモ時々は變更ノア  
ルモノデ、或ハ數箇年ヲ經マシタ時ニハ百分ノ五デモ宜イカモ知レマセヌ、成  
程今日ハ百分ノ十ガ適當デアリマシテモ時々變更ノアルモノデゴザンスルカ  
ラ法律デ以テ百分ノ七トカ百分ノ十トカキツカリ極メテ置キマスルト云フト  
利息ノ方ハ時々變更ガアルノニドウモ法律デ一定スルノハ宜シクナカラウ……  
○子爵酒井忠彰君　チヨット何デゴザイマス、チヨット……少シ御聽違ヒカ  
ト思ヒマス、私ノ承リマシタ趣意ハ將來ニ於キマシテ世ノ中ノ進歩ト共ニ或  
ハ利子ノ増減ハアリマセウケレドモ唯今日之ヲ定メマスル御修正ノコトニ付  
キマシテ或ハ……私ノ質問スル趣意ハ會社ノ定款ニ依ッテ或ル場合ニハ株主  
ガ申合セテ十錢日歩ニスル延滞日歩ヲ十五錢ニスル、サウ云フコトガ出來得  
ルモノデアアルヤ否ヤ夫レ丈ケヲ御答ヘ下サレバ宜シウゴザイマス、

○村田保君　夫レ故會社ガ定款デ定メルト云フコトニナリマスレバ會社ノ  
適當ト見ル所ヲ定メルト云フコトガ出來ル、併ナガラ今酒井君ノ様ニ會社ガ  
隨意ニ不當ノ利子ヲ定メテモ宜イカモ知レハ決シテ出來ヌ、是レハ即チ利子制  
限法ト云フモノガゴザリマスカラ其制限法ニ外レタ所ノ法外ナ利子ヲ定メル  
……此法律ニ背イテ定メルコトハ出來ヌ、如何ナル會社ノ定款ト雖モ法律ニ  
背イタルコトヲ定メルコトハ出來ヌコトハ是レハ明ナコトデアリマス、是レ  
デ大抵御分リニナッタラウト思ヒマス、

○山脇玄君　此二百三十七條ニ付テチヨット政府委員ニ質問致シタウゴザ  
リマス、此舊ノ商法ニ依リマスルト云フト登記ヲ經ナイデ株式ノ讓渡ヲスル  
コトガ出來ル様ニナッテ居ル、夫レヲスルノニ裁判所ノ許可ヲ受ケレバ出來  
ルト云フコトニナッテ居ルノニ此修正デハ登記デナクッテハ讓渡ガ出來ヌ様ニ  
ナッテ居ル、譬ヘバ今登記簿ニ抵觸ヲ生ズル場合ガアルトシマスレバサウ云  
フ場合デハ讓渡ハ無効ト云フコトニナル様デゴザイマスガ甚ダ酷デハゴザイ  
マスマイカ、何カ外ニ救ヒ道ガアラウト思ヒマスガ……  
○政府委員(横田國臣君)　チヨット善ク分リマセヌガ、何條デゴザイマス  
カ、

○山脇玄君　二百三十七條デガス、  
○政府委員(横田國臣君)　此所ハ此讓渡ト云フハサウ云フ事ヲ定メタノデ  
ハゴザイマセヌ、夫レデ是レガ當然移ッテ行クコトハ當リ前デザゴザイマス、  
通常ノ讓渡ガ無効トナル丈ケデアリマス、  
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)　唯今朗讀ニナリマシタル分、是レハ委員ノ修  
正ノアル所モ原案ノ儘ノ所モゴザイマスガ總テ御異議ガゴザイマセネバ可ト

決シマス、

(木内書記官朗讀)

同 第七百十條ノ但書ヲ「但其占有ノ原因消滅シタルトキハ此限ニ在ラス」ト改ム

同 第七百十二條中「起算シ」ノ三字及ヒ「拒證書ヲ作リタル日若クハ」ノ十二  
字ヲ削ル

同 第七百十七條中「振出地ニ非サル地ニ於テ支拂ヲ爲ス可キトキハ」ノ二  
十一字ヲ削ル

同 第七百二十三條中「白地ニテモ」ノ五字ヲ「裏書讓渡人ノ署名捺印ノミヲ  
以テモ亦」ト改ム

同 第七百二十五條中「白地ニテ」ノ四字ヲ「裏書讓渡人ノ署名捺印ノミヲ以  
テ」ト改ム

同 第七百三十條中「其裏書讓受人ニ」トアル「ニ」ヲ「ハ」ト改メ「權殊ニ」以下  
「此限ニ在ラス」マテノ六十字ヲ「但特別ノ記載アルニ非サレハ眞ノ裏  
書讓渡ヲ爲スコトヲ得ス」ト改ム

同 第七百三十一條中「質入爲替手形、寄託爲替手形」ハ「以下爲スコトヲ得」  
マテノ百一字ヲ「ニシテ其目的ヲ記載シタルトキハ其裏書讓受人ハ  
裏書讓渡人ト同一ノ權利義務ヲ行フ但債權ノ辨濟ヲ受ケサル場合ノ  
外眞ノ裏書讓渡ヲ爲スコトヲ得ス」ト改ム

同 第七百三十二條中「又」ヲ「但」ト改メ「テモ裏書讓受人ニテモ」ノ十字ヲ「於  
テ」ト改ム

同 第七百三十四條第一項中「其翌日」ノ三字ヲ削リ「要ス」ノ二字ヲ「得」ト改  
メ第二項中「他所拂爲替手形」ノ「ハ」字ヲ削リ「其末尾ニ」此場合ニ於テ  
支拂人引受ヲ爲サ、ルトキハ其翌日拒證書ヲ作ル可シ」ノ三十字ヲ  
加フ

同 第七百三十五條第二項中「其翌日」ノ三字ヲ削リ「要ス」ノ二字ヲ「得」ト改  
メ「滿期日ハ呈示期間ノ末日ヨリ起算ス」ノ十六字ヲ「呈示期間ノ末日  
ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス但其翌日迄ニ拒證書ヲ作ラサルトキハ振出  
人及ヒ裏書讓渡人ニ對シテ擔保ヲ求ムルコトヲ得ス」ト改ム

同 第七百三十九條第一項中「若シ此通知ヲ爲サ、ルトキハ」之ヲ受ケサリ  
シ者ニ對シテ償還請求權ヲ失フ」ノ三十三字及ヒ第二項ノ冒頭ニア  
ル「又」ノ一字ヲ削ル

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)　唯今朗讀ニナリマシタル分、御異議ガナイト  
認メマスニ依ッテ原案ニ決シマス、  
(木内書記官朗讀)

同 第七百六十四條中「破産ノ下ニ」若クハ家資分散ノ「八字ヲ加フ」  
同 第七百七十七條中「破産ノ下ニ」若クハ家資分散ノ「八字ヲ加フ」  
同 第七百七十九條中「破産ノ下ニ」若クハ家資分散ノ「八字ヲ加フ」  
同 第七百九十九條中「被拒者ニ於テ證人二人ノ立會ヲ以テ之ヲ作ル可シ但  
其證人ハ成年ノ男子ニシテ成ル可ク商人タルコトヲ要ス」ノ四十八  
字ヲ「町村長之ヲ作ル可シ」ト改ム

〔木内書記官 委員ノ修正ハ「被拒者」ノ上ニ「町村長之ヲ作リ又ハ」ノ  
九字ヲ加ヘ「男子」ノ下ニ「ニシテ成ル可ク商人」ノ九字ヲ削リ「トナツテ  
居リマス」ト述フ〕

〔木内書記官朗讀〕

同 第七百九十一條第二項中「又ハ」ノ二字ヲ削リ「公證人役場」ノ下ニ「又ハ  
町村役場」ノ六字ヲ加フ

同 第七百九十三條中「ハ」ノ字ヲ「モ」ニ「モ」ノ字ヲ「トキハ」ト改メ「得ス」ノ  
「ス」ノ字ヲ削ル

同 第七百九十五條第六號ノ次ニ左ノ號ヲ設ク

第七 第七百九十三條ノ場合ニ於テハ拒者ノ承諾

同 第七百九十八條第一項中「又ハ」ノ二字ヲ削リ「公證人」ノ下ニ「又ハ町村  
長」ノ五字ヲ加フ

同 第八百條第二項中「此二箇ノ相場ハ仲立人ノ認證ヲ受クルコトヲ要ス」  
ノ二十二字ヲ削ル

同 第八百一條中「拒證書」ノ下ニ「及ヒ」ノ二字ヲ加ヘ「及ヒ前條ノ二箇ノ相  
場認證書」ノ十三字ヲ削ル

同 第八百十八條中「白地ニテ」ノ四字ヲ「裏書讓渡人ノ署名捺印ノミヲ以テ」  
ト改ム

同 第八百十九條中「若シ以下」負擔ス「マテ」ノ四十八字ヲ削リ更ニ左ノ第二  
項ヲ設ク

「小切手ハ同地内ニ於テハ日附後三日内振出地ト支拂地ト同シカラ  
サルトキハ七日内ニ其支拂ヲ請求スヘシ」

〔木内書記官 委員ノ修正ハ「三日」ノ「三」ノ字ガ「五」ノ字ニ變リ「内」  
ノ下ニ「又」ヲ加ヘ「七日」ヲ「十日」トシ「ヘシ」ガ「可シ」トナツテ居リ  
マス」ト述フ〕

〔木内書記官朗讀〕

同 第八百二十條中「受ケサルトキハ」ノ下ニ「同地内ニ於テハ」七字「十日内  
ノ下ニ」振出地ト支拂地ト同シカラサル場合ニ於テハ十五日内ノ二  
十四字「償還請求權ヲ有ス」ノ下ニ「但右ノ期限ヲ過キタルモ裏書讓渡

人ガ請求ヲ受ケタル翌日ニ爲シタル償還請求ハ有効ナリ」ノ四十字  
ヲ加ヘ「然レトモ」ノ四字ヲ削リ「振出人ニ對シテハ」以下「償還請求權  
ヲ有ス」マテノ五十七字ヲ第二項トシ從前ノ第二項ヲ第三項トシテ  
「其小切手帳」ノ下ニ「及ヒ通帳」ノ四字ヲ加フ

〔木内書記官 委員ノ修正ハ「振出地」ノ上ニ「又」ヲ加ヘ「十五日」ヲ  
「二十日」トシ「二十四字」ヲ「二十五字」トシテアリマス」ト述フ〕

〔木内書記官朗讀〕

同 第九百七十九條第一項中「商事」ノ二字ヲ削ル  
同 第九百八十條第一號中「時期」ノ二字ヲ「日時」但此日時ハ後日裁判所ノ決  
定ヲ以テ之ヲ定メ又ハ之ヲ改ムルコトヲ得」ト改メ第六號ノ次ニ左  
ノ號ヲ設ク

第七 破産宣告ノ日時

〔木内書記官 委員ノ修正ハ「メ」又ハ之ヲ改「ノ」六字ヲ削リテアリマス」  
ト述フ〕

○侯爵醍醐忠順君

昨日委員長ニ一言質問致シマシタ彼ノ「可」ト云フ字デ  
ゴザイマスガ、斯様ナコトハ初期ノ國會デ御極メニナリマシテ總テ當院ノ書  
記官デ一定ニ書直ルコトト相成ル様ニ心得テ居リマシタ、併シ委員ノ殊更ニ  
修正ニナツタコト故ニ何カソコニ意味ノアルモノカト念ニ昨日尋ネマシタケ  
レドモ別ニ意味ノアル譯デハナイ一定ニナルタメニ字ニ改メタノダト斯ウ云  
フコトデゴザイマシタガ、斯様ナ所ハ書記官ニ於キマシテ直スニハドチラノ  
方ニ一定ニ直スコトニ御極メニナリマシタカ、些細ノコトナガラ心得置キタ  
ウゴザイマス、既ニ憲法第三條ニ「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」トアル、  
此時ハ假名ニナツテ居リマス、又昨日ノ委員長ノ御答ニハ此文面ニハ總テ字  
ニナツテ居ル故ニ字ノ方ニ直シタノデ別ニ深シイ意味ハナイト斯ウ申スコト  
デゴザイマシタガ、當院ノ書記官デ御直シニナリマスニハドチラノ方ヘ引附  
ケテ御直シニナリマスカ、ソコノ所ヲ念ニ議長サンヘ伺ヒマス、  
○議長（侯爵蜂須賀茂韶君） 夫レハ事務局ノ取扱デゴザイマス故ニ本席ガ  
此所デ御答ヲスル限リデハナイト存ジマス、殊ニ御心得ノタメニ御聽ナサリ  
タイト云フコトデアレバ事務局ヘ入ラシツテ後トデ御聽キニナツタラ……  
○侯爵醍醐忠順君 チョット念ニ伺ヒマスガ事務局ハ議長サンノ御管轄ト  
マー存ジマス、公然心得迄ノタメニ伺ヒタイ譯デゴザイマス、夫レハ事務局  
ニ就キマシテ尋合ハセマシテモ宜シイノデゴザイマスガ後來ノ例ト存ジテ心  
得ニ伺ヒタイト云フコトデゴザイマスカラ何トカ御取調ベテ議長サンカラ御  
答ヲ願ヒマス、  
○村田保君 醍醐侯爵ハ「ヘシ」ト「可」トガ大變御喧マシイコトデゴザイマ

シテ議長ニ御尋デゴザイマスガ委員ノ私カラ御答ヲ致シマシテハ如何デゴザイマスカ、醍醐侯爵ハ御氣ニ入りマスマイカ伺ヒマス、

○侯爵醍醐忠順君 此一事件ニ付キマシタコトナラ委員サンノ御答デ固ヨリ十分デゴザイマスケレドモ初期ノ國會デ御極メニナリマシタ御成規ヲ伺ヒタイノデゴザイマスカラ夫レ故ニ議長サンカラ伺ヒタイ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 強テノ御尋デゴザンヌニ依ッテ御答ヲ致シマスガ、商法ガ即チ皆「ヘシ」ト云フ所ハ「可」ノ字ニナッテ居ルノデゴザンヌ、總テ商法ガサウナッテ居リマス、夫レ故此所ニ誤ッテ「ヘシ」トナッテ居リマス故ニ委員ガ斯様ニ改メタノデゴザイマス、

○侯爵醍醐忠順君 夫レナラバ此文字ニ一定ニナルノデゴザイマスナ、  
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 商法ニハ總テ斯ウナッテ居リマスカラ……  
○侯爵醍醐忠順君 分リマシタ有リ難ウデゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今朗讀ニナリマシタル分ハ別段御異議ガナイト認メマスニ依ッテ可決致シマス、

〔木内書記官朗讀〕

同 第九百九十條中「其財産中ヨリ以下負擔スル契約マテノ五十一字ヲ爲シタル贈與其他ノ無償行爲又ハ之ト同視スヘキ有償行爲」ト改メ「變體支拂」ノ四字ヲ「代物辨濟」ト改ム  
〔木内書記官「委員ノ修正ハ」ヘキ「ガ」可キニナッテ居リマス」ト述フ〕

〔木内書記官朗讀〕

同 第一千二條第一項中「及ヒ債務者ノ即時勾留若クハ監守」ノ十五字及ヒ第二項ノ全文ヲ削リ第三項中「商事」ノ二字及ヒ「身體及ヒ」ノ四字ヲ削ル  
同 第一千百三條第一項ノ全文ヲ削リ更ニ左ノ第一項第二項ヲ設ケ從前ノ第二項中「債務者」トアルヲ「破産者」ト改メ之ヲ第三項トス

〔破産者カ逃走シ若クハ其財産ヲ隱匿スルノ虞アルトキハ裁判所ハ其勾留若クハ監守ヲ命スルコトヲ得〕  
〔會社ニ在テハ業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役ニ對シテ右ノ處分ヲ行フ〕

同 第一千九條第二項中「シテ百圓以上ノ額ニ係ルモノ」ノ十四字ヲ削ル

同 第一千三十四條中「所有權」ノ三字ヲ「財産」ト改ム

〔木内書記官「委員ノ修正テハ削除ニナッテ居リマス」ト述フ〕

〔木内書記官朗讀〕

同 第一千五十一條第五號中「第二項」トアルヲ「第三項」ト改ム

同 第一千五十二條中「商事」ノ二字ヲ削ル

同 第一千五十四條中「商事會社」トアル「商事」ノ二字「若クハ取締役」ノ六字ヲ削ル

同 第一千五十五條ノ第三項中「商事」ノ二字「若クハ取締役」ノ六字ヲ削ル  
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今朗讀ニナリマシタル分、是レモ別段御異議ガナイト認メマスニ依ッテ可決致シマス、

〔木内書記官朗讀〕

商法施行條例第四條削除

〔木内書記官「委員ノ修正ハ第三條中「第二百二十二條」ノ七字「及ヒ展覽ニ供スル書類」ノ十字ヲ削ルトナリマシタ」ト述フ〕

〔木内書記官朗讀〕

同 第四條削除

同 第五條中「本條例發布」ノ五字ヲ「商法實施」ト改ム

同 第七條中「及ヒ第八十二條」ノ七字ヲ削ル

〔木内書記官「委員ニ於テ「同第八條中「商號」ノ二字ヲ「社名」ト改ム」ト加ヘラレマシタ」ト述フ〕

〔木内書記官朗讀〕

同 第四十五條中「千二條」トアルヲ「千三條」ト改ム

同 第四十六條削除

同 第四十七條中「前條ノ場合以下」豫納ス可シマテノ五十四字ヲ削ル

同 第四十八條中「豫防シ且」ノ下ニ「破産主任官ノ許可ヲ得タルトキノ外」ノ十六字ヲ加フ

同 第四十九條中「第二項」トアルヲ「第三項」ト改ム

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今朗讀ニナリマシタル分總テ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数ト認メマス、是レニテ第二讀會ハ了リマシテゴザイマス、

○三浦安君 是レハ格別ノ議論ナシニ第二讀會ヲ經過致シマシタ、マダ三時マデニハ時間ハゴザリマスルカラ直ニ第三讀會ヲ開カレテ決了セムコトノ動議ヲ提出致シマス、

○子爵酒井忠彰君 賛成、

○子爵松平信正君 三浦君ニ賛成、

○村田保君 賛成ヲ致シマス、

○子爵平松時厚君 三浦君ニ賛成致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今三浦君ヨリ第三讀會ヲ直ニ開キタイト云



フ即チ議事日程ノ變更追加ニ相成ルノデゴザイマス、三浦君ノ説ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数ト認メマス、依ッテ直ニ第三讀會ヲ開キマス、朗讀ハ省略致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 別段御發議モゴザイマセネバ決ヲ採リマス、即チ第二讀會ノ決議案ガ原案ニナッテ居ルノデ、之ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、依ッテ是レハ全ク確定セラレマシテゴザイマス、明日ノ議事日程ヲ御報告ニ及ビマス、午前十時開議、第一、保安條例廢止案、衆議院提出、第一讀會ノ續キ、特別委員長報告、第二、製鐵所設立ニ關スル建議案、子爵内藤政共君發議、會議、第三郡換ノ請願、會議、第四、綿絲輸出税蠲免ノ請願、會議、第五、沖繩縣へ海底電線架設ノ請願、會議、第六、郡分合ノ請願、會議、第七、信濃川治水ノ請願、會議、本日ハ散會、

午後二時二十一分散會